

港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可に係る審査基準

港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可については、次に掲げる基準を全て満たしていること。

- 1 港湾施設の建設若しくは改良を行う場合（当該港湾施設が暫定的なものである場合を除く。）又は港湾施設の利用形態の設定若しくは変更を行う場合は、港湾計画等により位置付けられていること。
- 2 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。
- 3 工作物等を設置する場合は、安全な構造であること。
- 4 他の法令により規制を受ける場合は、当該法令に抵触しないこと。
- 5 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。
- 6 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。
- 7 環境を悪化させるおそれがないこと。

附 則

この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。